

職場教養推進委員会の設置及び運営要領について（例規）

昭和 63 年 1 月 1 日
兵警教例規第 1 号

第 1 趣旨

この要領は、兵庫県警察教養規程(平成20年兵庫県警察本部訓令第13号)第30条第2項の規定に基づき、所属に設置する職場教養推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 任務

委員会は、次に掲げる事項を研究審議し、その推進に当たるものとする。

- (1) 市民応接の向上に関する事。
- (2) 実務能力の向上に関する事。
- (3) 指揮監督能力の向上に関する事。
- (4) 職業倫理の確立に関する事。
- (5) 術科技能及び基礎体力の向上に関する事。
- (6) その他職場教養に関する事。

第 3 組織等

委員会の組織及び構成は、次の表のとおりとする。

組 織	構 成	
	警察本部の所属 (警察学校を含む。)	警察署
委 員 長	所属長	警察署長
副委員長	次席、次長、副隊長 又は副校長	副署長又は次長
委 員	所属長補佐等	課長等

第 4 会議

委員会は、毎月 1 回以上開催するものとする。

第 5 分科会

- 1 委員会に、細部の事項について調査研究するため、分科会を置く。
- 2 分科会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第 6 運営上の留意事項

前記第 2 に掲げる事項を研究審議し、具体的方策を策定して推進するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 時代感覚を備えた人間性豊かな警察職員の育成を基本理念とすること。
- (2) 機会教養を中心とした個別教養及び集合教養により効果的に行うこと。
- (3) 教養推進気運を醸成し、自己啓発の促進を図ること。
- (4) 常に推進状況を把握し、教養効果の確認を行うこと。